

愛媛県いじめ問題再調査委員会 議事録

- 1 会議の名称 愛媛県いじめ問題再調査委員会
- 2 開催日時 令和8年1月19日（月曜日）13時30分から15時00分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂 4階 観光スポーツ文教警察委員会室
- 4 出席者 委員4名、事務局10名
- 5 協議事項
 - (1) いじめの認知状況等について
 - (2) その他
- 6 協議の概要
別紙のとおり

(別紙)

【開会】

○佐伯県民生活局長 開会挨拶

【議題説明】

(1)いじめの認知状況等について

ア 令和6年度県内のいじめ認知状況（県内公立学校）等について

○人権教育課 資料1 内容説明

イ 県内のいじめの現状と対応状況について（私立中学校・中等教育学校・高等学校）

○私学文書課 資料2 内容説明

ウ 全国のいじめ認知状況について

○人権対策課 資料3 内容説明

エ いじめの重大事態を防ぐための研修用事例集及び留意事項集について

○人権対策課 資料4、5 内容説明

【議題に係る質疑応答】

○佐伯委員

資料の P15 に、ファシリテーターとありますが、ファシリテーターの養成プログラムは県にあるのでしょうか。

○射場委員長

文部科学省及び子ども家庭庁が、令和7年11月に研修用事例集を作成しまして、その活用方法の中にファシリテーターとしては、こういった方を置いてはどうかというような例として挙げられていると思いますが、愛媛県では、このファシリテーターになる方がいらっしゃるか、その場合、どのような研修や資格など、こういった方々を、ファシリテーター的な役割で考えているか、あるいは研修を実際に行っていることがあれば教えていただければと思います。

○人権教育課

教員向けの研修が前提になりますが、ファシリテーターとなるのは、本課で、いじめ問題を担当している指導主事などがファシリテーターとなって研修を進めていくという形が最も多いと思います。ほか、各教育委員会に配置されている指導主事が、研修時のファシリテーターとなります。また、その研修を受講した各学校の生徒指導の教員は、研修を受けた内容をまた各学校へ持ち帰って、学校で別の教員に研修を行うという形で、学校内で展開するという体制をとっております。

○佐伯委員

ファシリテーターの役割は非常に難しいものと考えております。教師は生徒に勉強を教えて、どのぐらい理解しているか評価をしていくのが仕事だと私は考えております。その評価を長年行ってきた者に、急にファシリテーターとして、議論の場で、教師は何も言わないで見守り、子どもたち同士で自由に話し合ってもらおうという切替えは難しいのではないかと考えております。

ある程度ファシリテーターとしての高度な研修を受けて欲しいと思っておりますが、逆に先生方への研修はたくさんあると聞いていますから、働き方改革の部分との兼ね合いで、難しいのかなと心配に思っています。

○射場委員長

ありがとうございます。少し整理しますと、教員同士の研修においては、人権教育課から先ほど説明がありました。指導主事がファシリテーターを務めることが多いということでした。佐伯委員のご質問は、子どもたちに集団で意見を聞く場で、ざっくばらんに言える環境での進行役については、担任の先生のようなダイレクトな関係ではなくて、人選についての考えについて教えていただきたいというものでした。

○人権教育課

先ほどご説明申し上げました、「いじめ STOP! デイ plus」の事業においては、県内の全ての小学校の6年生、中学校の1年生をオンラインで結び、90分間の一斉授業という形で行います。その中には、子どもたちの話し合い活動を取り入れております。その際の各学校における進行は先生が行いますが、県全体で行う中核的な役割を担うセンター校では、実際の会場へ小学校、中学校から各1校の子どもたちが集まり、その話し合いの様子を、オンラインを通じてみんなが視聴し、その時に出た会議の話題についても、センター校以外の各学校でも話し合ってもらって、またその意見をメールなどでフィードバックして返してもらうという形をとっております。

子どもたちを指導するというよりも、様々な意見を集約し、同世代の子どもたちがこのように考えているのだと共有するというのも、目的の1つにしています。その際のファシリテーター役は、指導主事ではなくて、外部の方、例えば大学の先生や有識者、今回は不登校問題にも詳しいゲストと一緒に話をしてもらうという事業を行っておりますが、年に1回だけですので、常時こういうことを行っているわけではございませんが、ご紹介させていただきました。

○佐伯委員

「いじめ STOP! デイ plus」に出席する子どもは、割と優等生の、多分そういう子が話をするのかなと思っております。普段の学校で通常の際に、子ども同士で意見を言い合うことができいくのかと、心配に思っている部分もあります。共生社会を目指していく中で、例えば、障がいのある子どもに対して、表面上見えていない差別、障がいがある子に対する表面上は見えていないような差別意識など、どのような考えを子どもたちは持っているのか。他には例えば、休んでいる子はそのような授業には出てこないけれども、そのような子たちが意見を出せる場があれば良いと思っております。

○射場委員長

ありがとうございます。では引き続き、こういった意見についても、県の方でもご検討いただくということで、お願いいたします。

○平松委員

先ほど県からの説明をお伺いしまして、考えたことを3点ほどお話しいたします。

1点目、愛媛県のいじめに対する各種事業、これだけのことをされているのにもかかわらず、なぜいじめが起これるかというこの問いだけは、教育に携わる者が持ち続けておく必要があると思います。これだけの事業、これだけの参加者が、エネルギーを費やしてやっている。それでも、やはりいじめは起こってしまう。これ

はなぜかという問いだけは忘れてはならないだろうと。そして、いじめに対する取り組みを行い、例えば 1 人の尊い命を守ることができたら、それはすばらしい事業だと私は考えます。

2 点目は、認知件数が増えていることです。これは教師のいじめに対する感覚が鋭くなってきたためであり、これまでの研修等の成果が見られるということで、良いことだと思います。ただ、忘れてならないのは、認知された件数の背後にある発生件数は、まだまだたくさんあるのだという認識も忘れてならないということです。そう考えると、発見のきっかけが、生徒アンケートと保護者からが多いですね。どうして教師が見つかることが少ないのでしょうか。日常的に接している子どもの様子を見て、もっと教師が気づく必要があるのではないかと思います。

3 点目、それと関連して、資料の P106 に、「生徒間のトラブルが日常化していたことで、教職員のいじめ認知に対する感覚が鈍くなり、いじめに気づかなかつたり、実際に気づいていても、いじめとは認知されないままに時間が経過してしまったりする。教職員に確証バイアスや正常性バイアスが働いている可能性がある。アンケートや、1 人 1 台の端末を利用した心の健康観察等によって把握することに努めることが望ましい」とありますが、いわゆるいじめとして認知する感覚については、「またあの子とあの子にトラブルがある」という感覚で、見過ごしていることはないだろうか。私たちは日々それを確認しながら、子どもに接する必要があると思います。社会が変化し、生成 AI がここまで発展しています。そのうち、生成 AI を使った画像なども、いじめに使われる可能性があります。先駆け的のどのようにしたら良いかということも考えておく必要がある。

また、佐伯委員が言われていましたが、SOS を発信できる、本当にどの子も発信できる環境づくりを私たちはどう作っていくか。インターネットで、SNS で対応しておりますだけではなく、子どもたちの周りのあらゆる人間関係において、私たちが持っている人権感覚で発見するような、その感覚が大切であることを忘れてはならないと感じます。

○射場委員長

ありがとうございます。

○東委員

資料の最後から 3 ページ目で、重大事態の検討結果をまとめたページについては、ここは私も、実際のケースに関わった時に感じたことと同じことが書かれています。やはりいじめの重大化の要因としては、学校や教育委員会の初動対応の大切さ、いじめ対応として本来すべきことができていなかったことなど、やはりそういったところが、重大化の要因としては、調査を行った場合には現場で感じたことと一致します。

結局、いじめ対応として本来すべきことについて、参考となる規範は、いじめ防止対策推進法と、それに関連するガイドラインということになるかと思いますが、やはり学校現場におられる先生方、そして学校の設置者である教育委員会の方々に、その法令やガイドラインの仕組みがどこまで浸透しているか、そこを働きかけるために、やはり研修を充実させていくしかないのかなと私の中では考えておりました。

先ほどご説明を頂いた中で出てきた、県として研修を実施されているということでしたが、その研修の中で、法令やガイドラインに関する研修を実施しているか、また、その対象となる方々というのは、県立学校及びその学校の設置者の方々だけなのか、または市町の学校の先生や市町の教育委員会も対象になっているのか、と

いう点を教えていただけたらと思います。

○人権教育課

県の実施する研修としては、対象が県立学校の管理職及び生徒指導担当を対象とした研修会を開催し、その中で、法令についても、研修内容として含めております。時間的な制約もございますので、なかなかガイドラインの中身を詳しくというところまではいかないのですが、例えば、対応にあたって守るべきことはこういう事柄で、いじめに対応する際の留意点、普段から気をつけるべき事柄はこういう点である等、ということはそれぞれ説明しております。

それから、市町に対しては、市町の担当者が参加する研修会を開催しており、その研修会で担当者へ法律のことも伝え、それを各市町の教育委員会などで、各学校の教員に、講師が研修を行うということを実施しているところです。

それが大体、多くの教員が受講する研修となりますが、その他に、希望者を募った研修の中でも行っております。人権・同和教育の主任を集めての研修会は、小学校・中学校の教員が対象であり、ここでもいじめに関する研修を行っておりまして、法律関係の話もしております。

○東委員

ありがとうございます。いじめが起こっている学校は、小学校・中学校・高等学校の分析をすると、説明の中にもあったようにその大半は小学校・中学校ということで、ほとんどが市町設置の小学校・中学校で発生していると思っています。そうするとやはり小・中学校の先生方に置いて、いじめ対応の場面が、最も多いだろうと考えておりまして、今、市町の担当者に対して研修を行い、そこから持ち帰って、さらに研修をしているということでしたので、その研修を、場合によっては県で主導し、規模を拡大し、充実させていくことで、小・中学校の現場の先生に、もっと法令やガイドラインの仕組みを浸透させていくことで、初動対応も変わっていくように思いました。

私が先ほどお話した通り、やはり現場の先生、個人個人によって、対応の差があると感じており、非常にきちんと対応されている先生もいれば、法令やガイドラインに添わない形で対応してしまっている先生もいるので、その統一的内容に添っていくためには、やはり研修を更に充実させていくしかないのかと思いましたが、1つの意見として申し上げました。

○射場委員長

ありがとうございます。

私からも質問なのですが、その研修の講師はどなたが務めるのでしょうか。

○人権教育課

研修は、本課のいじめ担当が行う研修となっております。

○射場委員長

例えば、弁護士でいじめ事案の対応を経験している方や、広く子どもの権利について話せるような方から、講師を選ぶことも検討してはどうかと思います。先ほど、東委員からも根拠法令等の理解が大切であるのご意見をいただきましたように、法令などは理解が難しい部分もあるので、それがどう実際の事案に反映されるのか、例えばこの条文はこういうことについて書いてあるという、実際の事案に落とし込んだ理解をしていくことが大事だと思いますので、弁護士などの専門職に依頼していくことは検討されてはどうか。

○人権教育課

この研修を頻繁に行うことはなかなか難しいのですが、今年度はちょうど来月2月に研修会を実施予定でして、その研修会は、外部から専門家の方をお招きして話をしていただく会になっております。先ほど申し上げた県立学校の担当者、それから市町教育委員会の担当者が参加する会議ですが、この研修会では、過去には弁護士の方に来ていただいて、法に基づく行動や過去の判例など、そういった内容を話していただいたこともございます。専門家の方に来ていただく研修会といたしましては、年に1回は行うようにしているというところです。

○射場委員長

ちなみに今度の2月の研修会の講師はどのような職の方ですか。

○人権教育課

国立教育政策研究所の方に来ていただいて、お話しいただくようになっています。

○射場委員長

ありがとうございます。

○平松委員

その研修についてですが、子どもの意識や行動が変わる研修をしなければならないと思っています。子どもが変わるためには、各学校レベルの草の根的ないじめについて考える研修を行っていく必要があると思うので、どういうスタイルで行うと効果的か、例えば、インターネット上のいじめの問題など、様々なテーマが想定できますが、子どもを真ん中にし、どちらかというとなら左脳分野に働きかけるような専門家の方と、教育現場の教員も含めどちらかというとなら右脳分野に働きかけるような方をミックスして、子どもを真ん中にし、専門家と教育実践の方が子どもに関わる。その周辺に、弁護士さんあるいはカウンセラーなどが配置され、子どもが疑問に思ったことなど、子どもから「私はこう考えるけど、どうでしょうか」というような質問をぶつけられる研修を通して、当事者意識を育てていく、こういったいじめの問題に対する研修のあり方を変えていかないと、先ほど最初に申し上げた、様々な事業をしているにも関わらずいじめがなくならない。それはなぜなのかという問いを忘れてはならないと、私はお話ししましたが、専門家、プロフェッショナルと呼ばれる方を呼んで、いわゆるインターネットの問題など、携帯の問題や仕組みを伝えても子どもは変わらないし、教育実践の立場からこういうことが悪いのだというように訴えても変わらないのです。

そこをミックスし、更にそれをサポートしてくれるスクールロイヤーなど、あるいは教育相談員などが臨席し、さらに保護者も参加する、という研修の改革を学校レベルごとに実施していく必要があると思っています。あくまでも理想ですけども、私自身はもう45年間教育に携わらせていただいて、それを感じるようになっていきます。

○射場委員長

平松委員から具体的な研修のあり方についてご意見をいただきました。他の委員の方も、それぞれの立場から、例えば、アプローチ内容、回数、対象者など、ご意見いただければと思います。せっかくの機会ですから、是非、意見を出していただくことで、その中で県の方でもご検討いただく糸口になるように思いますので、いかがでしょうか。

○佐伯委員

平松先生が仰ったスクールロイヤーに関連してですが、今はとにかく基本的に、学校の中にいる者で対応しようという印象を受けています。いじめ対応が必要なこ

とがあった場合に、今ですと、まずは事実関係を、先生方が洗い出して、それからスクールロイヤーやカウンセラーなどを入れて対応にあたっていくという形がほとんどだと認識しています。

そうではなく、事態が起こった際に、最初の段階から、担任の先生とは別の角度から見られる人、生徒同士の普段の関係性を知らないカウンセラーなどの、別の目を持った人が学校現場にいる必要があるのではないかと思います。

○射場委員長

平松委員の先ほどおっしゃった、この子どもを真ん中にとという研修方法は、今、佐伯委員が言われた、いわゆる学校で、先生と子どもという関係性を、もう少しオープンに開いて、チームで支えるという、文科省の例示もチームでというご説明がありました。平松委員はどのようにお感じになりましたか。

○平松委員

射場委員長が言われた通りです。スクールロイヤーに限らず、第三者的に、一般の弁護士、カウンセラーなども参加して、チームで子どもを変えていく、それぞれの立場の力を借りて、これからの未来社会を生きる子どもたちを育てなければなりません。スクールロイヤーに限らずと思っております。

○東委員

以前はいじめ予防事業として、愛媛弁護士会宛に依頼をいただいて担当弁護士を決めて学校に派遣するという、法教育に近い枠組みでそういった事業を行っていた時期はございました。ただ最近では、そういった依頼もいただいているようではありません。確か私立の学校からの依頼だったと記憶しております。公立学校は、依頼方法や予算の関係など、色々な問題があるのかなと思っておりますが、平松委員がおっしゃったような研修の形というのは理想形としては当然あるのかなと思われました。

問題は、例えばそれを実現するために、学校の枠組みとしてどのような形で取り組んでいくのか検討が必要かもしれないと思います。

○射場委員長

資料のP4に県の連絡協議会では、研修を年に1回実施し、ちょうど来月2月に行うという説明がありましたが、この協議会に出ている参加者の方からの事前のご意見などから、研修の内容や方針など決めて実施していくということになるのでしょうか。

先ほど東委員から、弁護士会の例として、各学校に出向いて過去実施していたが、今、特段ご依頼がなくなっているということでした。必要性がなくて少なくなったのか、あるいは地元の各団体やこういった企画をしている方々に、情報がそもそもあまり届いておらず、そのような研修ができるということがあまりお耳に入っていないのかなどお聞かせください。

○人権教育課

この連絡協議会の研修については、本課が企画運営を行っておりますので、今までも、その時の課題に合わせた、例えばその保護者対応の難しさなどが生じた際には、弁護士の方に来ていただいて、研修しております。過去、このような難しい案件があったとか、どう対応すればよかったのか、といったお話をさせていただいたこともあります。その時々々の課題に合わせた内容を本課で企画するという形をとっております。

○射場委員長

本日の各委員の意見をまとめると、講師に話してもらって受講者が理解するとい

う座学的な、知識的な研修というのは、おそらくずっと積み上げられ、繰り返されている 1 つの方法ではあるものの、それとはまた別に、実施方法や参加方法なども含めて、有り方を再度検討していただいたら、というご意見もありましたので、その企画の段階から、ここにいる委員も含め、何か情報提供したり、一緒に考えたりするなど、パイロット的（試験的）に違う方法を試すといった取り組みも柔軟に対応するよう考えていただきたいと思います。

文部科学省でも、研修は必須とされていますが、実際に現場の教員の方は、研修が多くて、研修また研修ということで、忙しい中で、目に入っていないかなという気もしています。

だから、効果的かというと場合の「効果」というのは何を指すのかは難しいのですが、子どもが生きていく力、子どもが子どもとしてそこに存在することについて、どうするのか見えてくるような事業であればより良いのではないかと考えます。

私からいくつか申し上げますと、P4 の項目 3 は、「いじめSTOPつなげる力育成事業」ということで、効果を感じているという説明があり、項目 5 も、10 月のアンケートで 9 割が満足したということで、効果が出ているという説明だったと思います。しかし逆に、アンケート回答で、このような事業は効果がないという意見や、こういう事業はやめて、このような研修にして欲しいというような、事務局側として、少し気になるようなアンケート回答はあったでしょうか。参加した多くの方は、県がここまで一生懸命やってくれて参加してみて良かったという時に、あまり否定的な意見は書きづらいかと思いますが、そこで勇気を持って何か、辛口のことを言ってくれて、それが本当は骨の部分だったりすることもあるのかもしれないし、不満足だとか、こんな事業に予算をかけてどうするのだ、そういったものが、もしあれば勉強のために教えていきたい。

○人権教育課

アンケート回答の中には、そういったご意見もございます。まず相談については無駄というご意見ではなく、事業への要望として、このような時間で実施して欲しい、もう少し回数をふやして欲しいというご意見をいただきます。SNS 相談は、日数に制限がありますので、その時にたまたま繋がらない場合は、後日に再度、SNS または電話でご相談をお願いしますと伝えております。電話相談は 24 時間、毎日実施しておりますので、そちらで相談してくださいとアナウンスをしております。そういったことへの要望はございます。

それから、「ジブンミカタプログラム」では、よりよい人間関係を構築していこう、仲良くしなさいというだけではなくて、少し距離を置いてみるなど、自分を見つめてみるなど、そのような時間を作って、自分とその他者との関係を考えていきましょうということを、実践行動を伴うものとして、計画し運用していますが、これについては、やはり一定数は「こんなものが何の役に立つのか。」「こんなことやる必要があるのか。」というその子どもの声があるのは事実です。

ただ、これは人間関係を構築することを目的としていることと、しんどい状況にある子どもに、教師がどのようにアプローチするか、ということも 1 つのプログラムの目的としてありますので、「こんなプログラムは無駄だ」と思われても良いから、定期的に実施していくうちに、しんどいことがあったときには相談できる、また先生に知ってもらえるということ、子どもにも分かってもらうことを、ねらいにしておりますので、現状では継続しております。

○射場委員長

そのような、どちらかという辛口のアンケートのご意見があった場合というのはどうフォローするのでしょうか。

○人権教育課

もちろん、そのような子どもにも効果を感じてもらえるように、例えばアドバイスを返していくのですが、そのアドバイスの内容を随時見直したり、内容を加えたりするなど、新たに子どもたちに魅力を感じてもらえるように、自分も実践してみようという意欲が湧くようなものに変えていくというフィードバックを行っております。

それ以外の、もう根本的にこの事業をやめてしまう、または、事業の趣旨を変えていこうという何かがありましたら、それは別の事業で考えることになろうかと思っておりますので、否定的な意見があったからすぐに変更するということにはしていない事業です。

○射場委員長

ありがとうございます。P136の文科省の資料で、今後、予防のためにすべきこととして、こちらに学校・学級づくりとあります。

私は教育学部の出身ですので、教員になるための学びの中で、学校・学級づくりについては繰り返し学びました。しかし、教員にならずに弁護士になってみると、学校・学級づくりというものと、個々の子どもの人権のどちらが優先されるのかという点にぶつかり、結局は1人1人の子どもの人権が本当に守られる場というのは、結果的に良い学級だったり、良い学校だったりするのですが、どうしても文部科学省などの大きな指針には、必ずこの学校・学級づくりという項目が出てくると思います。

先ほど平松先生が仰ったように、いじめがなくならないという究極のテーマがあるときに、まだ先生方に、学級や学校づくりを中心にするような施策や方法論を採っていくと、そこにはどうしても人権のぶつかり合いなど、人間そのものの究極の様々な制約や考えがあるものなので、ぜひ学校・学級づくりというのも、いじめ防止の意味で、すべての児童生徒が、安全で安心な環境づくり及び人権を守る環境づくりなど、そのようにご配慮いただけると、より明確になるのかと思います。例えば、素晴らしい学校や学級があっても、1人の子どもの命が奪われてしまったら、当然ながら許されることではないと思います。

他に、重大化してしまうことについて、県の方で、その要因として特に注視していること、または重大化を防ぐための方策はありますか。現在、最も課題となっているいじめの重大事態にならないための方策はどのようなものがあるのでしょうか。

○人権教育課

そのようなものが明確に出てくれば、重大事態というのは起こってこないのだろうと思うのですが、それができていないから増えているのだろうなと思いますけれども、そういう意味で見ると、先ほども委員がおっしゃっているように、1人1人の事案を丁寧に検証し、丁寧に調査して、背景を把握しながら対応していくということが一番だと思います。これは様々な事案がありますので、これが良いという具体的なことはここで申し上げられないのですが、大きく申しますと、法律に基づく対応や、未然に防止するといったことも含めて、1つ1つ、平松委員のお話にもございましたけれども、慣れてしまっただけとはいけないということです。今回のこの事案については、こういう背景があり、こういう人間関係の中で起こったことであって、どのように解決していけばいいのかということをご丁寧に、対応していくとい

うことに尽きると思っております。

○射場委員長

大変なことだと理解しておりますが、今までも丁寧に対応してこられていると思いますが、毎回この会議のときに、もう本当に頭が下がるような事業や対応を継続してされていると思いますが、さらに丁寧にとすると、他の委員の皆様のお考えとしてはいかがでしょうか。

○東委員

その対応の丁寧さ、それが欠けるから重大事態になっているのではないかという点について、ケースによって、そこに至っている背景はもう様々だと思います。確かにその不登校の重大事態だと、欠席が始まった当初からのいじめの訴えがあった場合、欠席が長期に及ぶまでの間に学校や教育委員会の関わりがあり、長期欠席になっているので、そういったケースでは確かにきちんとした対応が必要だと考えます。もちろん対応をきちんとしたからといって必ずうまくいくわけではなく、児童や保護者からの協力が得られない、そういったことで成功しない場合もあると思いますが、すべて対応がうまくいくことで、防げるというケースも確かにあるのかなと思います。一方で心身の重大事態などでは、突発的に起こってしまうこともあると思います。私は弁護士ですので、どうしても予防というより、発生した後の対応の方が思い浮かんでしまうのですが、丁寧な対応でももちろん防げるケースがあるということはその通りだと思いますし、なかなか発生の経緯や事情からして難しいというケースも、やはり一定数はあり得るのかなと思います。

○平松委員

この場にて少し情報提供したいと思います。P136 ですが、良い学級・学校作ろうという意味で、かつては教育学部の先生は、「良い学級とはこういうものだ」という考えが共有されていきました。それは学級王国を作るというものでした。先生が王様で子どもたちはその元にコントロールされる。子ども同士がバラバラにならない、そういう学級を作りましょうということを、講義で聞いたことありますが、今は、そうではないという考えが主流です。最近では、学級王国を作っては駄目だよ、皆さんのクラスに、当てにされない子を育てていないか、自分の実践を振り返りましょう。簡単な例でいうと、夕食の時にお母さんに子どもが手伝いたいと言った時に、「ここはいいから、勉強しなさい」と言うか、それとも「あなたが手伝ってくれたから助かったわ」と言うか、学級担任もそのような一言を子どもたちに投げかけることができているか、それが良い学級ではないか。「当てにされない子どもを育ててはいけない」と、最近、先生方の初任者研修でお話ししています。すると、大学で勉強した概念とは少し違ったものもあるのだなと気づいてくれます。

2点目はP5の事業内容2にある、「えひめいじめSTOP!デイ」について、平成25年からスタートし、今まで続いているのですが、平成25年から数年間、私はこれに全て参加させていただき、子どもたちがどのような発言をするか、どのような学びをするのか、それを私も学ばせていただきました。

数年前に、松山市内の中学校から、「いじめ防止の集会のため来てくれませんか」と依頼があり、学校を訪問する機会がありました。そこでは、保健委員会の子もたちが、保健室に訪ねてきた、いじめで困っている例を題材にして、全校で考えるという実践を行っていました。教師はサポートするだけで、子どもたちが自分たちで考えて、いじめを真剣に考えて、「いじめのない学校を作ろう」という、いわゆる上から押し付けではなくて、子どもたちが様々な議論をした上で、「良い学校と

はどのようなものなのか」という授業を実施した実績があり、私はすごい授業だと思っております。

○射場委員長

ありがとうございます。参考になります。様々にご意見をいただいてまいりましたが、そろそろ時間となりましたので、これにて終了といたします。

【議事録は事務局で作成し最終的な文言整理は委員長に一任することで全会一致】

【閉会】